

◆地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「京都議定書目標達成計画」がH17.4.28に閣議決定され、具体的な目標として「**建設施工分野における低燃費型建設機械の普及**」により、2002年に比べ、**20万トン**のCO2削減を2010年までに達成することを位置づけている。

低燃費型建設機械の普及方策

- ・燃費に優れた建設機械を明確化し、直轄工事で積極的に活用
- ・省エネ対策がなされない、古い建設機械の買換促進



低燃費型建設機械の指定制度を創設

認定制度

- ◆ステップ1 (H19. 11開始)
CO2排出低減建設機械への買い換え促進

認定制度の運用

オフロード法施行以前に開発された従来モデルで、特定の省エネ機構を搭載した建設機械をCO2排出低減建設機械に認定し、その購入を融資制度で支援することで未対策建機の保有割合を縮減

指定制度

- ◆ステップ2
開発目標の決定によるメーカー各社の技術開発促進

低燃費型建設機械指定制度の策定

燃費基準値を策定し、基準を満たしたものを低燃費型建設機械に指定
直轄工事での使用を推進

CO2排出低減建設機械の保有状況(バックホウ)

